

南アルプス市立小中一貫校八田小中学校
南アルプス市立八田中学校

学校いじめ防止 基本方針

八田中学校いじめ〇宣言（生徒会より）

- 1、わたしたちは いじめを絶対にしません
 - どんなときも自分の言動に責任を持ちます
 - どんなときも相手の気持ちを考えて行動します
 - 自分の気持ちを直接相手に伝えます
- 2、わたしたちは いじめを絶対に許しません
 - 「やめよう」と言える勇気を持ちます
 - いじめを悩んでいる人がいたら、相談にのります
 - いじめを見たら、先生に報告します
- 3、わたしたちは いじめを絶対にさせません
 - 人とのつながりを大切にし、幅広い友人関係を築きます
 - 一人ひとりの個性を大切にし、自分と違うところも受け入れます
 - 「いじめ」について真剣に考えます

令和4年2月

「学校いじめ防止基本方針」＜八田中学校＞

- 1 いじめ問題に関する基本的な考え方・・・P 1
- 2 いじめ対策の組織・・・・・・・・・・・・P 3
- 3 未然防止の取り組み・・・・・・・・・・・・P 3
- 4 早期発見の取り組み・・・・・・・・・・・・P 4
- 5 いじめへの対処・・・・・・・・・・・・P 4
- 6 その他の留意事項・・・・・・・・・・・・P 7
- 7 いじめ防止指導計画・・・・・・・・・・・・P 8

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めていく。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行、平成 30 年 9 月最終改定）13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針並びに県・市の基本方針に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定した。

また、近年では新たに、LGBT や東日本大震災の避難者、新型コロナウイルス等、様々な病原体による感染者及び感染が疑われる者に対するいじめも生じている。生徒の身近に寄り添っている教員として、自らの感性を磨き様々な視点に立ちつつ、生徒一人ひとりを見つめていかななくてはならない。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法2条）けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景のある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重要な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮の上、早期に警察と連携した対応をとることが必要である。

(3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような態様があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

① いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

② いじめは、どの生徒にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

③ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめは、様々な態様がある。

具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑥ いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。

⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

⑩ いじめの認知を積極的に行い、いじめ解消率を100%にすることが重要である。

いじめは、どの子供にもどの学校でも起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、「いじめ対策委員会」を常設し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、学年主任、学年生徒指導担当、養護教諭、その他必要により関係者（関係職員、学校運営協議会委員、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年育成カウンセラー、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

「いじめ対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

定例の「いじめ対策委員会」は、学期に一回程度であるが、毎週行う「生徒指導部会」において生徒の情報交換等を行う。また、常に生徒指導主事や学年主任を中心に情報を収集し、いじめが疑われる行為があった場合には速やかに対応する。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、すべての生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。これらに加え、いじめ問題への取組の重要性について市民に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

- ① すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直し、トラブルが起きても、それがいじめへとエスカレートすることがないように取り組む。
- ② 「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。
- ③ 家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組んでいく。
- ④ 相談支援体制の充実のために、部活動休養日を設定するなど教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に応じる時間を一層確保する。また、いじめは新しい集団が形成されたときに起こりやすく、深刻化するケースが多いため、中学1年生においてスクールカウンセラーとの全員面談を実施することが、いじめの予兆を発見するために効果的であると言われている。
- ⑤ 未然防止の基本は、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ⑥ 学校は生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ⑦ いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導にあたっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することによりいじめに正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。
- ⑧ 発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ⑨ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が一人ひとりの生徒としっかり向き合い、関わることで信頼関係を構築することに努めていく。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

そのため、日頃から生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守っていくことが不可欠である。さらに、生徒に関わる情報を教職員間で共有し、組織として状況の把握に努める。

早期発見のための手立て

- ① アンケート調査（卒業後3年間は保存）
- ② 学習ノート、生活ノート、日記、連絡帳
- ③ Q-Uの実施と考察
- ④ 個人面談（生徒対象）
- ⑤ 個別懇談（保護者対象）
- ⑥ 日々の観察
- ⑦ 保健室の様子
- ⑧ 本人からの相談
- ⑨ 周りの友達からの相談
- ⑩ 保護者からの相談
- ⑪ 地域の方からの情報

5 いじめへの対処

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。

また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携も必要である。

教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応が可能となるような体制整備をしておく必要がある。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との下で取り組む。

教職員がいじめを発見し、またはいじめを相談された場合、情報を抱え込むことは、いじめ防止推進法の規定に違反することである。事実関係が確認でき次第、速やかに「いじめ対応会議」を開催し、いじめの解消に取り組む。

「いじめ対応会議」の構成員

「いじめ対策委員会」の構成員

「いじめ対応会議」の役割

- ① いじめられた生徒及び保護者への対応の検討
- ② いじめた生徒への指導及び保護者への対応の検討
- ③ いじめが起きた集団への対応の検討

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめを受け、傷ついている本人とその保護者が安心して学校生活を送る（送り出せる）ことを第一義とし、事実を詳らかにし、学校をあげて継続して指導し、見守っていくことを伝える。

(4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

いじめた原因の追及や被害者への謝罪といった一過性の指導にとどまらず、継続的に観察、指導していくことを本人・保護者に伝える中で、保護者の気持ちにも寄り添いながら、家庭と連携し、継続して指導していくことを伝える。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きてしまった事実を伝える中で、みんなで被害者を守り、いじめを許さない集団となるよう、考えさせる。

(6) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策

- ① インターネット上のいじめは匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。
- ② 生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害にあたることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。
- ③ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又はいじめ対応会議の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対応会議においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(8) 重大事態への対処

重大事態には、「いじめ防止対策推進法28条」により、次の2つがある。

- ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間とは、30日を目安とするが、3日続けて欠席した場合はすぐに家庭訪問等を行い、生徒の様子を把握することが大切である。)

① 学校の設置者又は学校による調査

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

② 生徒や保護者からいじめにより重大な事態が生じたという申立てがあった時

生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

③ 調査を行う組織

いじめ対応会議又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。(平時は、いじめ対策委員会が情報収集にあたる。)また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

④ いじめられた生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」(平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等で参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

6 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(2) 授業改善

新学習指導要領の完全実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善が求められている。こうした学びを行っていくための基盤として、「学級の集団づくり」が何よりも大切になってくる。したがって、不断の授業改善に取り組みながら、いじめを生まない集団づくりを、授業を通して行っていく必要がある。

(3) 道徳教育及び体験活動等の充実

令和元年度から始まった「特別の教科道徳」を要として、全ての教育活動において生徒の思いやりの心を育てる。また、自然に触れる活動や協働して行う体験活動等を通して、豊かな情操を育むことが大切である。

(4) 生徒会活動による取組

生徒総会で「八田中学校いじめ0宣言」を行うなど、生徒による主体的な取組によりいじめをなくしていく。

(5) 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。具体的には、ストレスコーピングやカウンセリング、ネットいじめに関する研修等が考えられる。

(6) 校務の効率化

校務の効率化を図り、生徒と向き合う時間を確保する。そのために、教育活動の精選や内容の見直しをし、業務改善を推進していく。

(7) 学校評価

体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。そのために、学校評価の項目として設定し、いじめ防止の取組を振り返り、改善をしていく。

(8) 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。そのために、「学校いじめ防止基本方針」をホームページにも掲載し、地域にも広く周知していく。また、生徒や保護者には、その取り組みについて年度始めや入学時に説明をする。

(9) 新型コロナウイルス等感染症に関する偏見・差別の禁止

「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正する法律」により、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられた。このことを意識して、指導や教育活動を行っていく。

7 いじめ防止指導計画

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	いじめ対策委員会				教員研修	いじめ対策委員会
	生徒指導部会（生徒の情報交換と対応）					
	事案発生時にいじめ対応会議の開催					
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
	保護者会等で啓発		ネット防犯教室	学級懇談	防犯弁論発表	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		いじめアンケート	個別懇談		
	家庭訪問で情報収集	生徒会による意識調査及びいじめ撲滅宣言		学校評価	教育相談期間	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議			いじめ対策委員会			いじめ対策委員会
	生徒指導部会（生徒の情報交換と対応）					
	事案発生時にいじめ対応会議の開催					
防止対策	学級づくり、人間関係づくり					
	人権教室				学級懇談	
早期発見	Q-Uの実施と結果の考察		個別懇談			
		いじめアンケート	家庭訪問で情報収集	学校評価	教育相談期間	